

# 新座市防犯カメラの設置及び運用に関する基準

(平成31年3月20日市長決裁)

## 第1 通則

### 1 目的

この基準は、新座市防犯推進条例（平成16年新座市条例第1号）に基づき、市、市民、事業者等が犯罪を防止するために行う自主的な活動の推進及び犯罪を防止するための環境の整備として、市、町内会、商店会等が、市が管理する各種施設、道路、公園その他不特定多数の者が自由に利用できる公共の空間（以下「公共施設」という。）に設置する防犯カメラに関し、設置及び運用に関する基準を定めることにより、防犯カメラの設置等の適正化を図ることを目的とする。

### 2 基本的な考え方

本市では、犯罪のない安全・安心のまちづくりの実現に向けて、市、市民、事業者、関係機関等が協働して、「自分たちのまちは自分たちで守る」という連帯意識の下、一体となって防犯活動に取り組んでいる。

更なる防犯効果を発揮させるため、防犯パトロールや地域見守り活動などの自主的な参加による地域ぐるみの防犯活動を推進することに加え、市、町内会、商店会等による犯罪の抑止に効果がある防犯カメラの設置を推進していくものとする。

防犯カメラの設置に当たっては、記録された個人のプライバシーなどを侵害しないようにするため、当該防犯カメラの設置及び運用に関し配慮すべき事項を定め、これを遵守し適切な運用を図るものとする。

## 第2 防犯カメラの設置及び利用に関する基準

### 1 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 防犯カメラ

犯罪の抑止や公共の安全の維持を目的として、公共施設に継続的に設置される映像撮影機器で、撮影装置、録画装置その他の機器で構成されるものをいう。

#### (2) 画像等

防犯カメラにより撮影され、又は記録された画像及び音声をいう。

#### (3) 設置者

市、町内会、商店会その他市長が認める団体をいう。

## 2 設置者等の責務

設置者等（設置者、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ取扱者をいう。）は、防犯カメラの設置、利用及び画像等の取扱いについては、次の点に留意し、適正に行うものとする。

### (1) 設置及び表示

設置者は、防犯カメラの設置に当たり、必要に応じてあらかじめ地域での合意形成を図り、設置予定場所の所有者等の許可を得ることとする。

また、設置基数及び撮影範囲については、目的を達成するために必要最小限とし、私的空間等の不必要な画像が撮影されることのないよう定めることとする。

さらに、その設置が明らかとなるよう、防犯カメラが設置されていること、設置者名等を表示するものとする。ただし、防犯カメラが設置されていることを明示することにより防犯カメラの設置場所が特定され、設置されていない場所において違法行為を誘発するおそれがある場合は、この限りでない。

### (2) 管理責任者

設置者は、防犯カメラの維持管理及び運用を適切に行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

なお、管理責任者に事故があるとき、又は管理責任者が欠けたときは、あらかじめ管理責任者が指名する者がその職務を代理する。

### (3) 取扱者

管理責任者の指示を受けて防犯カメラの維持管理及び操作をさせるため、防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

なお、取扱者は、管理責任者が指名するものとする。

### (4) 画像等の管理及び保管期間

ア 防犯カメラ及び画像等の取扱いは、管理責任者及び取扱者以外の者が行ってはならない。

イ 画像等の保管期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限の期間（おおむね撮影を行った日の翌日から起算して2週間以内）とする。ただし、法令に基づく場合又は捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

また、保管期間が経過した画像等は、速やかに消去しなければならない。

ウ 画像等は、撮影時の原状により保管するものとし、編集し、又は加工してはならない。

エ 画像等が記録された媒体（以下「記録媒体」という。）は、管理責任者があらかじめ定めたセキュリティが十分に確保された場所に保管する。

オ 記録媒体は、管理責任者の許可を受けないで、複製し、又は印刷してはならない。

カ 記録媒体の廃棄は、粉碎等の適切な方法により、当該記録媒体からの読み取りができない状態にして行わなければならない。

キ アからカまでに掲げるもののほか、管理責任者は、画像等及び記録媒体の管理について、不正利用、外部流出、改ざん、盗難、紛失、毀損等のないよう必要な措置を講じなければならない。

#### (5) 画像等の利用及び提供の制限

画像等は、次の場合を除くほか、設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

なお、画像等の提供は、必要かつ最低限の範囲にとどめるとともに、管理責任者は、画像等の提供を行う相手方に対し、当該画像等を適正に管理することを遵守する旨を記載した文書を提出させなければならない。

ア 個人の生命、身体又は財産を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合

イ 法令等に定めがある場合

#### (6) 苦情処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

#### (7) 防犯カメラ管理規程等の策定

設置者は、防犯カメラの設置に当たり、当該防犯カメラの管理、運用等に関する規程等をあらかじめ策定し、防犯カメラの設置及び運用について適正に行うよう努めるものとする。

なお、防犯カメラの管理、運用等に関する規程等の記載事項は、次のとおりとする。

ア 防犯カメラの設置目的

- イ 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲
- ウ 防犯カメラの管理責任者その他防犯カメラの運用に従事する者の指定
- エ 画像の保存期間、消去及び破棄の方法並びに記録された媒体の保管方法
- オ 画像の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止
- カ 画像の取扱いの制限
- キ アからカまでに掲げるもののほか、防犯カメラの設置及び画像の取扱いを適正に行うために必要な事項

(8) 防犯カメラの設置に伴う個人情報の取扱い

画像等（個人情報）の取扱いについては、この基準に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令の規定に基づき、適切に行うものとする。

第3 その他

この基準で規定していない場所に防犯カメラを設置する場合及びこの基準で規定していない設置者が防犯カメラを設置する場合においても、この基準の趣旨にのっとり、個人のプライバシーの保護に配慮し、市民の人権を侵害しないように努めるものとする。

附 則

この基準は、平成31年3月20日から実施する。